

期ス

争議團全員解雇ハ貴會社トシテ解雇者ヲ出サ
又ト云フ前書ヲ裏切ルモノ示アルノミナラス争議ヲシテ
益々悪化セシムルモノヲアル吾等ハ會社ノ再考ヲ促
ス
右及 申(通)一報候也

15.9.6
485

勞秘券一九七六號

大正十五年九月四日

警視總監 太田政弘

内務大臣 決口雄幸 殿
社會局長官 長岡隆一郎 殿
京都大政 神奈川、兵庫、愛知
北海道、福岡、各廳府縣長官 殿

細井鑛工場勞働争議ニ関スル件

(第八報——解決)

屢報首題 争議ハ兩者ノ主張強硬ニシテ 容月三十